

○外務省告示第二百一十一号

平成三十年六月四日にマナグアで、セラヤセン
トル保健管区二次機能病院建設計画のための贈
与に関する平成二十八年三月十日付けの取極の修
正に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共
和国政府との間に行われた。
1 内容 贈与の限度額を「二十六億五千五百万
円」に改める。
2 署名者
日 本 側 鈴木康久在ニカラグア大使
ニカラグア側 アルレテ・クリステイナ・マレ
ニコ・メサ総括外務次官兼経済
協力庁長官
平成三十年六月十四日
外務大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

○外務省告示第二百一十二号

平成三十年六月四日にハルツームで、コステイ
市浄水場施設改善計画のための贈与に関する平成
二十八年十月十一日付けの取極の修正に関する次
の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間
に行われた。
1 内容 贈与の限度額を「四十億八千七百万円」
に改める。
2 署名者
日 本 側 浦林紳二在スーダン大使
スーダン側 イドリース・スレイマーン・ユ一
セフ国際協力大臣
平成三十年六月十四日
外務大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

○農林水産省告示第千三百三十号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年
法律第百三十三号）第三十条において読み替えて準用
する漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）
第五十八条第一項の規定に基づき、うなぎ養殖業
につき、その許可をすべき水産動物植物の総量及び
許可を申請すべき期間を次のように定める。
平成三十年六月十四日
農林水産大臣 齋藤 健

○農林水産省告示第千三百三十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十条第三項の規定により、平成三十年五月十六日付
けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。
平成三十年六月十四日
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24080	カーバマチトリウム塩	キルパー40 殺剤	東京都中央区八重洲二丁目8番8号 ハツクヤフタバラトリー大株式会社 代表取締役 小田潔

一 許可をすべき水産動物植物の総量
にほんうなぎ 二十一・七トン
にほんうなぎ以外の種のうち 三・五トン
二 許可を申請すべき期間
平成三十年六月十五日から同年九月十四日ま
で
備考
1 この告示に係る許可（以下「許可」という。）
の有効期間は、平成三十年十一月一日から平
成三十一年十月三十一日までとする。
2 許可において定める水産動物植物の量は、国
内で一度も飼育されたことのないうなぎの量
とする。
3 許可には、次に掲げる内容の制限又は条件
を付けることがある。
一 国内の養殖場で飼育されたことのあるう
なぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を国
内における養殖の用に供するために出荷す
る場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に
対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出
荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は
名称を記載した書類（以下「出荷書類」と
いう。）を交付しなければならない。
二 出荷書類の交付がなされていない出荷に
係る既養殖うなぎについては、これを養殖
してはならない。
三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都
度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷
書類の写しを農林水産大臣に提出しなけれ
ばならない。
四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖す
る場合には、当該うなぎを公共の用に供す
る水面に放出してはならず、また、当該う
なぎの逸出を防止するために必要な措置を
講じなければならない。

○農林水産省告示第千三百三十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第二条第三
項の規定により、平成三十年五月三十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十五条の二第六項に
おいて準用する同法第六条の七の規定により公告する。
平成三十年六月十四日
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	登録外国製造業者及び国内 管理人の氏名及び住所
24081	グリホサートイソプロ ピルグリミン塩液剤	ネコングンジャー ALL	中華民国台北市中山区南京東路3段19号 4楼-1 シーズ・イスター・ナショナル ビルコーポレーション 代表取締役 茂榮 (東京都目黒区東が丘二丁目12番3号 代表取締役 八木実)

○農林水産省告示第千三百三十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十条第三項の規定により、平成三十年五月三十日付
けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。
平成三十年六月十四日
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24082	グリホサートイソプロ ピルグリミン塩液剤	クイードフラー P R O	東京都中央区晴海一丁目8番11号 住友 商事株式会社 代表取締役 中村邦清

○農林水産省告示第千三百三十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同
法第六条の七の規定により公告する。
平成三十年六月十四日
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21079	ハービツクスC	東京都品川区東品川二丁目2番24号 グラ・アグロサイエ ンス日本株式会社 代表取締役 栗田道郎

平成30年6月4日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22379	レーバヌフロアブル	東京都中央区晴海一丁目8番10号 シンジュンタ ン株式会社 代表取締役 的場稔
22380	スゲダチ1キロ粒剤	大阪府西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取締役 田中健一
22381	ヒエクツパ1キロ粒剤	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 石原ハイオサイエ ンス株式会社 取締役 長 東山啓治
22382	スゲダチ顆粒	大阪府西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取締役 長 田中健一
22383	ヒエクツパ顆粒	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 石原ハイオサイエ ンス株式会社 取締役 長 東山啓治
22384	スゲダチジャンボ	大阪府西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取締役 長 田中健一
22385	ヒエクツパジャンボ	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 石原ハイオサイエ ンス株式会社 取締役 長 東山啓治